

「基礎から学ぶ建設業法」の記述の一部読替えについて
(解体工事業関係・技術者配置関係)

平成28年6月1日から、解体工事業の追加に関する建設業法・建設業法施行規則の改正部分と、技術者配置等に関する建設業法施行令の一部改正が施行されます。これにともない、本書の記述も以下のように読み替える必要が生じます。お手数ですが、該当箇所についてご訂正お願いいたします。

| (ページ) | (該当箇所) | (現行) | (改正(28.6.1)後) |
|-------|------------------------------------|-----------------------------|------------------------------------|
| p.6 | 1 建設工事の括弧書き | (解体工事業は…ページ参 | → (削除) |
| p.13 | 2 特定権建設業許可と一般建設業許可 | (施主)が 3,000万円 4,500万円 | → (施主)から → 4,000万円 → 6,000万円 |
| p.13 | (イラスト内) | 3,000万円 4,500万円 | → 4,000万円 → 6,000万円 |
| p.14 | (イラスト内) | 3,000万円 4,500万円 | → 4,000万円 → 6,000万円 |
| | (イラストの下) | * 解体…… | → (削除) |
| p.40 | 「One up」③ | 2,500万円 5,000万円 | → 3,500万円 → 7,000万円 |
| p.40 | (4 の表題) | 監理…の携帯 | → 監理技術者資格者証の携帯 |
| p.45 | ①本文内 | 3,000万円 4,500万円 | → 4,000万円 → 6,000万円 |
| p.41 | 様式については、次のページからダウンロードしたものをご利用願います。 | | |

<http://www.tekitori.or.jp/1.pdf>

p.104-5 表については、次のページからダウンロードしたものをご利用願います。

<http://www.tekitori.or.jp/2.pdf>